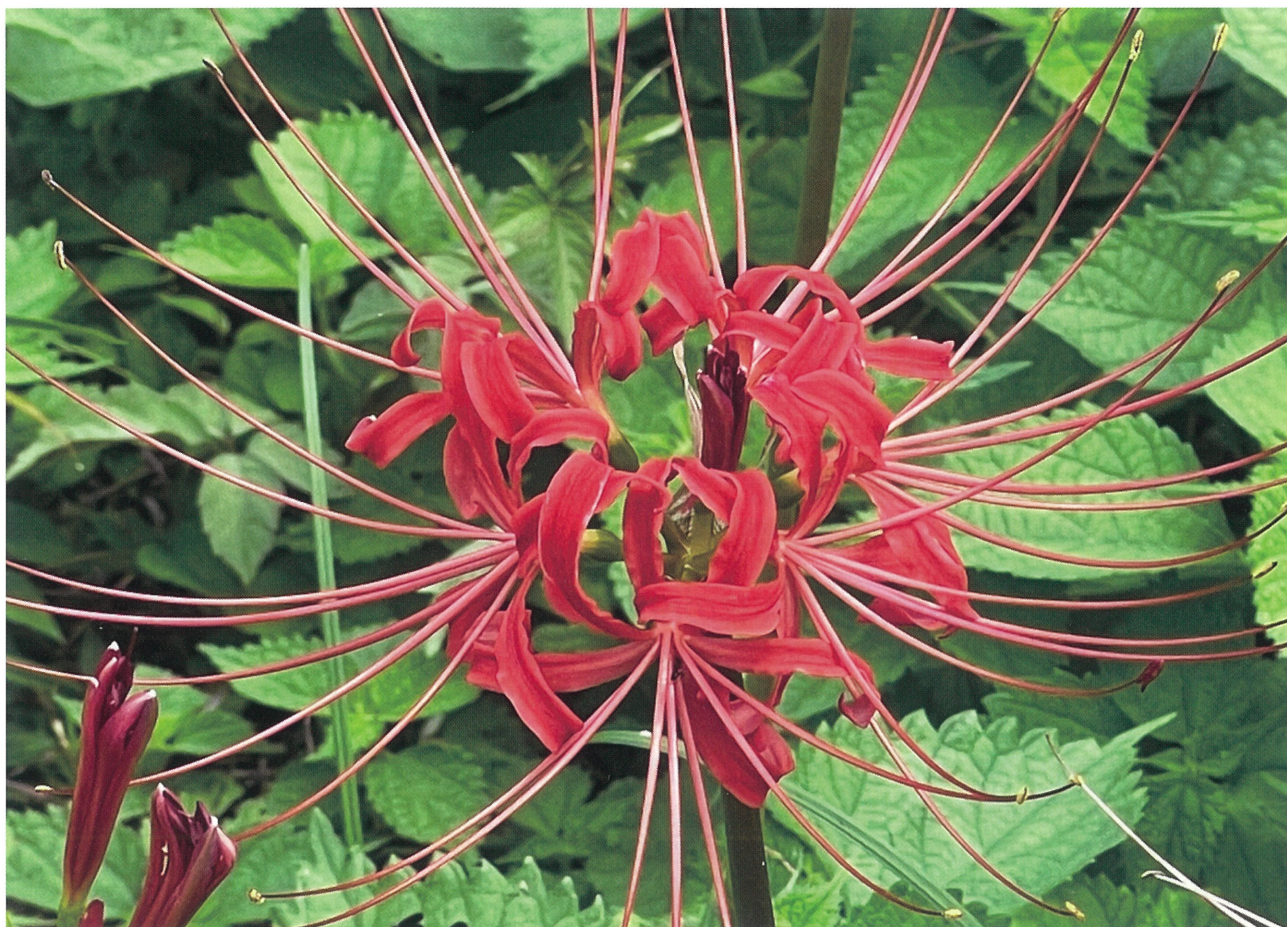


# ちゅうおう

第196号 2021年



長崎県県央振興局農林部 (中央家畜保健衛生所)

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331 (代) (休日、夜間も携帯電話に転送されます)

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課 : s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課 : s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課 : s34520@pref.nagasaki.lg.jp



[HP]



HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>

- [目次]
- P.2… 飼養衛生管理基準の遵守について
  - P.3… 飼養衛生管理マニュアル(牛)の記入方法
  - P.4… 養鶏農家の皆様へ 防鳥ネットの設置・再確認をお願いします  
～家さん舎に加え、飼料倉庫・堆肥舎・死体保管庫にも設置義務～
  - P.5… 家畜人工授精所の開設許可を受けていない方が、精液・受精卵を他者へ  
譲渡(授精・移植も含む)する事は 有償・無償にかかわらず違法です  
死亡した家畜・家さんは適正に処理しましょう
  - P.6… 家畜の植物中毒について



# 飼養衛生管理基準の遵守について

近年、国内・近隣諸国において、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の発生が確認されている中、改正飼養衛生管理基準が施行され、より厳格な衛生管理が求められています。

立入検査においては、**全畜種に共通して下記の5項目の遵守率が低い傾向**にありました。

飼養衛生管理者は、この5項目を含めた基準の再確認と、不備があれば早急の改善をお願いします。

## ①農場平面図の常備

農場には、最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておく必要があります。

## ②衛生管理区域出入口の記録台帳の設置・記入

衛生管理区域の出入口には、立入者の情報、立入時の消毒状況等を記入するための記録台帳の設置をお願いします。

## ③手指の洗淨・消毒

衛生管理区域、各畜舎の出入時には、手指を洗淨し、消毒しなければなりません。消毒用のスプレー等を設置し、自身を含め立入者に対し消毒を実施させてください。

## ④衛生管理区域専用衣服及び専用靴の設置と着用

衛生管理区域の出入口には、農場立入者用の専用衣服及び専用靴を設置し、着実に着用しなければなりません。定期的に立入る者が複数いる場合は、人数分の設置をお願いします。

## ⑤交差汚染を防止するための専用フロアマット等の設置

衛生管理区域に車両を乗り入れる場合は、出入口で車両消毒を行い、衛生管理区域内専用のフロアマット等の使用により、外部との交差汚染を防止しなければなりません。衛生管理区域の出入口に専用フロアマット等の設置をお願いします。



飼養衛生管理基準の遵守については、農家自身はもちろん、農場立入する全ての者が守っていく必要があります。

今年、長崎県では、国の指針に基づき長崎県飼養衛生管理指導等計画が策定されました。また、当所管内では、飼養衛生管理基準遵守指導を効果的かつ効率的に行うため、畜産関係者で構成する長崎・県央地域飼養衛生管理指導強化推進協議会を6月30日に発足しました。

畜産関係者が一体となった協働体制により、遵守率の向上に努めてまいります。



# 飼養衛生管理マニュアル(牛)の記入方法

飼養衛生管理基準の第3項「飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」が令和4年2月に施行となります。6月に配布したマニュアル様式について作成をお願いします。

## 表紙

①表紙の部分の〇〇を埋めて下さい。

(記入例)

家保 太郎 さんが所有する農場で、  
飼養衛生管理者は衛生 大二郎 さんであれば

家保 衛生 大二郎  
〇〇農場 飼養衛生管理者 〇〇-〇〇

## 2-1

②手指の洗浄・消毒の部分の消毒薬名、濃度を記入して下さい。

●手指の消毒では消毒用アルコールまたは逆性せっけんが推奨されます。消毒用アルコールは希釈せず原液で使用してください。逆性せっけんはアストップ、ロンテクト、クリアキル、パコマ、オスバンなどの名称で販売されています。希釈倍率は500倍～1000倍が一般的です。

(記入例)

消毒用アルコール(原液)  
消毒薬: 〇〇〇〇(一%) (例: アルコール、逆性石けん石灰)

パコマ(500倍)  
消毒薬: 〇〇〇〇(一%) (例: アルコール、逆性石けん石灰)

③長靴の洗浄・消毒の部分の消毒薬名、濃度を記入して下さい。

●長靴の消毒では逆性せっけん、消石灰、アンテックビルコンSなどが一般的です。逆性せっけんの場合の希釈倍率は手指消毒と同じ500倍～1000倍が一般的です。

(記入例)

アンテックビルコンS(100倍)  
〇〇〇〇(〇倍) (例: 逆性せっけん、消石灰)

消石灰(粉)  
〇〇〇〇(〇倍) (例: 逆性せっけん、消石灰)

④衣服の洗浄・消毒の消毒薬名、濃度を記入して下さい。

●衣服の消毒では逆性せっけんが推奨されます。希釈倍率は500倍～1000倍が一般的です。市販のハイターなども使用可能です。市販のハイターの場合には製品ごとの希釈倍率を守って使用して下さい。

(記入例)

パコマ(1000倍)  
〇〇〇〇(〇倍) (例: 逆性せっけん、次亜塩素酸Na)

ハイター: 白無地衣料専用(希釈倍率は製品情報通り)  
〇〇〇〇(〇倍) (例: 逆性せっけん、次亜塩素酸Na)

## 2-2

⑤車両の消毒の部分の消石灰散布頻度、または動力噴霧器使用時の消毒薬名、濃度を記入して下さい。

●石灰帯による消毒の場合、消石灰は散布後3週間以上経過すると消毒効果が減弱しますので、3週間以内で設定してください。

(記入例) 消石灰のみの場合

3  
石灰帯は〇週間に1回散布しなす。

〇動力噴霧器による消毒の場合  
消毒薬: 〇〇〇〇(〇倍) (例: 逆性せっけん(500))

## 3-3

⑥物品・施設の消毒方法の部分の消毒薬名、濃度を記入して下さい。

●腐食性がない逆性せっけんが推奨されます。浸漬消毒、噴霧消毒の消毒薬の種類: 〇〇(例: 逆性石鹼)の部分にそれぞれ消毒薬名を記入してください。

## 4-1

⑦飼養衛生管理者、獣医師の名前、電話番号を記入して下さい。

○特定症状が確認された場合の緊急連絡網



## 目次

⑧目次に作成した日付を記入して下さい。

令和 年 月 日

飼養衛生管理マニュアル  
本農場の従事者及び衛生管理区域に出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。

・現在お手元に適切な消毒薬がない場合、汎用性があり、経済的な逆性せっけんの購入をお勧めいたします。逆性せっけんは様々な商品名で販売されています。

・マニュアル作成でご不明な点がございましたら、中央家畜保健衛生所までご相談ください。



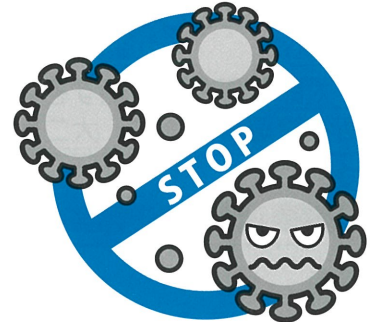
# 養鶏農家の皆様へ

## 防鳥ネットの設置・再確認をお願いします

～家きん舎に加え、飼料倉庫・堆肥舎・死体保管庫にも設置義務～

昨年6月に改正された飼養衛生管理基準のうち、「24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕」については、**本年10月1日**からこれまでの家きん舎に加え、**飼料倉庫、堆肥舎、死体保管庫等も設置等の対象**となります。

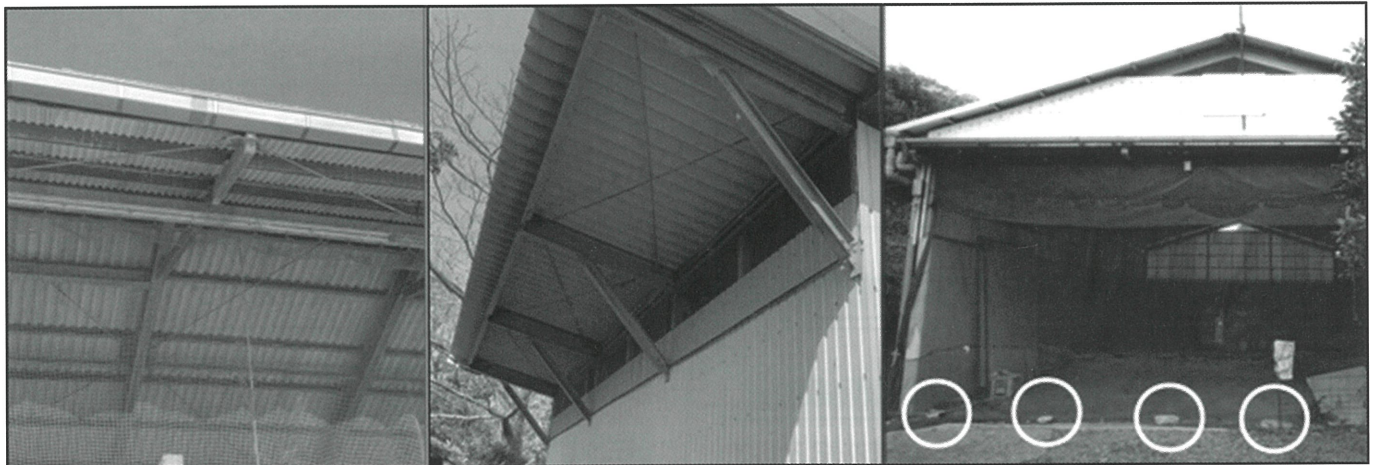
飼料倉庫や堆肥舎などへの野鳥等の野生防物の侵入を防止することで、**鶏舎内へ機械的に病原体が持ち込まれることを防ぐことが目的**です。



### チェックポイント



- ① ネット等の網目の大きさは2cm以下、もしくは同等の効果が得られるよう2重に重ねる。
- ② 屋根同士や屋根と壁との隙間にも設置する。
- ③ ネットを垂らす場合は、すそ部分を石等で固定する。



● 全面に隙間なく設置してください

● すそ部分は、石等で固定してください

これからの季節、鳥インフルエンザシーズンに移行します。  
防鳥ネットを設置及び再確認をし、シーズンに備えましょう!!

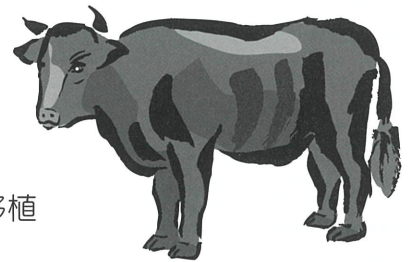


# 家畜人工授精所の開設許可を受けていない方が、 精液・受精卵を他者へ譲渡（授精・移植も含む） する事は有償・無償にかかわらず **違法** です

〈関係法規〉

- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止  
(家畜改良増殖法 第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡・注入の  
禁止 (家畜改良増殖法 第14条第3項)

- 家畜人工授精用精液・受精卵の保管  
→家畜人工授精所の開設が必要  
※**例外として**、自分が所有する雌牛に授精・移植する目的で精液・受精卵を保管することは、家畜人工授精所を開設していなくても可能です。
- 家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡や他者所有の雌牛への授精・移植  
→家畜人工授精所の開設が必要



## 牛、めん山羊が死亡した場合は検査が 義務付けられています!!

死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法並びに家畜伝染病予防法の規定に基づき、**牛海綿状脳症（BSE）**の検査が義務付けられています。

検査漏れがないよう飼養している牛が死亡した場合は、化製場への搬入をお願いします。

### 【BSE検査対象牛】

- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 48か月齢以上の起立不能を示した死亡牛
- ③ 特定症状を示した死亡牛（全月齢）



**12か月齢以上のめん山羊**が死亡した場合は、**伝達性海綿状脳症（TSE）**の検査が義務付けられています。死亡した**めん山羊が12か月齢以上の場合**は、家畜保健衛生所までご連絡をお願いします。

なお、家畜の死体は「産業廃棄物」となりますので、仮に自己私有地への埋却であっても、許可を受けていなければ、関係法（化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）違反となります。環境保全の観点からも適正処理をお願いします。



# 家畜の植物中毒について

過去20年間に家畜衛生研修会（生化学部門）において、全国でキョウチクトウやユズリハによる植物中毒に関する報告が多数ありました。本県でも、過去にオナモミやモロヘイヤ、シキミによる中毒事例がありました。自身の農場内や放牧地に下記植物がないか確認し、もしあった場合は与えたりしないように対策をお願いします。また野草を給与した場合等で、飼養家畜に異常を認めた場合、中毒植物を摂取している可能性もありますので、直ちに診療獣医師に相談してください。

## 下痢・嘔吐



アジサイ  
(下痢・痙攣)



ウマノアシガタ  
(疝痛、嘔吐、死亡)

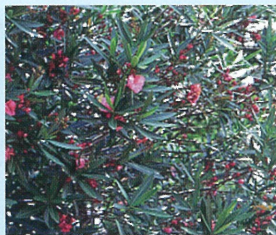


ナルトサワギク  
(嘔吐、下痢、肝障害)



ヨウシュヤマゴボウ  
(嘔吐、下痢、痙攣、死亡)

## 呼吸器症状



キョウチクトウ  
(下痢、呼吸困難)



クララ  
(呼吸速拍、痙攣)



センダン  
(嘔吐、神経症状、死亡)



フクジュソウ  
(嘔吐、痙攣、呼吸困難)

## 神経症状



アセビ  
(知覚過敏、全身麻痺)



カタバミ  
(神経症状)



シキミ(ハナシバ)  
(神経症状、死亡)



ドクウツギ  
(神経症状、死亡)

## 死亡



オナモミの種子  
(起立困難、神経症状、死亡)



ドクゼリ  
(神経症状、死亡)



モロヘイヤの種子  
(死亡)



ユズリハ  
(死亡)

## その他



イチイ  
(食欲廃絶、反芻停止)



ギシギシ  
(尿管閉塞)



チョウセンアサガオ  
(唾液分泌、胃運動低下)



ワラビ  
(血尿)